

こ れ ま で の 主 な 意 見

(注) 第 27 回・第 28 回 社会 保障 審 議 会 医 療 保 険 部 会 に お け る 議 論 を 整 理 し た も の 。

財 政 調 整 に よ る 格 差 の 解 消 に つ い て

- 被用者保険間における格差を財政調整で解消することについては、
 - ・ 所得の高い大企業の労働者は保険料率が低く抑えられるという状態をこれからも認めるといふことでのいいのか、国民の間でしっかり議論すべき。
 - ・ 保険料率は医療費適正化努力を必ずしも正しく反映しないという現行制度の内在的な矛盾が、調整・修正できるように制度設計すべき。
- 自主・自立を基本とする医療保険制度の枠組みを崩すもので、制度の根幹に関わる重要な問題である。
- 国民全体の給付と負担の公平の観点から、市町村国保も含めた財政調整の将来の道筋を示すべき。

格 差 解 消 に お け る 公 費 の 役 割 に つ い て

- 財政調整による格差解消を前提に、政管健保への国庫補助を削減することについては、国民から見ると、税を通して負担するのか保険料で負担するのか、という負担手段の選択の問題である。
- 来年度予算編成で社会保障関係費を 2 2 0 0 億円圧縮すること自体が問題であり、被用者保険間の格差の是正、政管健保の安定的な運営の維持のためには、国庫補助により支援すべき。

財政調整の導入が保険者機能に与える影響について

- 保険者努力に帰すべき部分とそうでない部分をしっかり分けて制度設計をすれば、保険者の医療費適正化努力を減退させることに必ずしもならない。
- 安易な財政調整による格差是正は、医療費適正化努力を減退させる。